

□大野区振興対策事業補助金交付規則

□大野区

(目的)

第1条 区長は、区の健全な発展並びに振興を図ること及び区民で組織する団体（以下「区民団体等」という。）の健全な育成を図るため、区民団体等が行う地区振興対策事業（営利目的事業を除く）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とし、その補助対象経費及び補助金の額は、別表に定める。

- (1) 公民館活動事業
- (2) 地域づくり事業
- (3) 特認事業

2 補助金の額は千円止めとし千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 補助事業を実施しようとする区民団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じた様式により、毎年度4月末及び9月末までに区長に対し、関係書類を添えて補助金交付申請を行うものとする。

- (1) 公民館活動事業 様式第1号
- (2) 地域づくり事業 様式第2号
- (3) 特認事業 様式第3号

2 補助金は区費を利用することから、申請者は区民で団体構成員の6割以上が区民でなければならない。

(交付決定及び通知)

第4条 区長は、前条の申請書を受理したときは、当該事業の内容を町内会長会議において審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 区長は前項における交付又は不交付を決定した場合は、申請月の翌月末までに申請者に対し補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）にて通知する。

3 区長は、事業内容の詳細を把握する必要がある場合は、申請者に聞き取りを行うことができる。なお申請者は聞き取りに応じなければならない。

4 前項において虚偽申請が確認された場合、区長は補助金交付決定を認めない。

(事業計画の変更)

第5条 申請者が事業内容を変更または中止しようとするときは、あらかじめ補助金に係る変更（中止）承認申請書（様式第5号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、町内会長会議において前項における変更申請を承認した場合は、申請者に対し補助金変更承認決定通知書（様式第6号）にて通知する。

(実績報告)

- 第6条 申請者は事業が完了したときは、速やかに関係書類をそえて補助金に係る実績報告書（様式第7号）を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は前項の実績報告書に基づき事業内容を審査し、申請者に対し補助金交付確定書（様式第8号）にて通知する。
 - 3 申請者の事業実施期間が年度末までに及ぶ場合であっても、当該年度の3月27日までに実績報告を提出しなければならない。

(補助金の請求)

- 第7条 補助金交付確定通知を受けた申請者は区長に対し、補助金請求書（様式第9号）にて補助金請求を行うものとする。
- 2 申請者は前条の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金交付決定額の一部について8割を限度とし概算交付請求することができる。
 - 3 前項の規定により概算交付請求を受けようとする場合、補助金概算交付申請書兼請求書(様式第10号)に事業資金計画表を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金検査及び補助金返還請求)

- 第8条 区長は、補助金等に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは申請者に対して、町内会長及び区事務員に調査並びに質問等の検査をさせることができる。
- 2 区長は、町内会長及び事務員の検査により不明確な点が認められる報告を受けた場合は、監査員による検査を実施した上で補助金取り消しを行い、既に補助金交付を行った申請者に対し補助金返還請求を行うものとする。
 - 3 前項における補助金返還請求を受けた申請者は、補助金交付年度の出納閉鎖までに区長に補助金を返還しなければならない。原則として補助金返還に係る加算金及び遅延金の請求は行わない。

(補助事業交付団体及び事業内容の公開)

- 第9条 区長は当該年度における申請者名と団体の名称、事業内容、補助金額について区のホームページや回覧板等にて公開するものとする。

(その他)

- 第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

(附 則)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 平成17年5月31日町内会長会議において決定した、ゴミ籠の設置・維持管理の補助に関する取決めは、この規則により廃止する。

別表（第2条関係）

□大野区

補助対象事業名	補助金対象経費	補助金の額
(1) 公民館事業 (ア) 公民館活動事業	□大野地区公民館が年間事業計画及び予算に基づき実施する公民館活動事業経費等（講師報酬、旅費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、光熱水費、原材料費および備品購入費とし、備品購入費に当たっては、事業費の2分の1以内を限度額とする。）ただし公民館委員の飲食費は補助対象外とする。	補助対象経費の3分の2以内の額で補助限度額は420千円とする。
(イ) 体育大会参加代表選手助成事業	大宮町体育大会等に参加するため公民館長が取りまとめる当区代表選手派遣に対する慰労経費（一部開催の大会を除く）	年度内補助限度額 60千円とする。
(ウ) 公民館運営委員会助成事業	公民館規約の改廃、年間事業計画・事業報告、予算・決算等の各種案等を策定するための運営委員会会議経費	年度内補助限度額 15千円とする。
(エ) 公民館委員会助成事業	公民館の年間事業計画・事業報告、予算・決算案等を確認し、年度活動の周知徹底にするための公民館会委員会議経費	年度内補助限度額 30千円とする。
(2) 地域づくり事業 (ア) 地域づくり事業	区民で組織する地区活動団体等が行う公益のための防犯防災活動、地域歴史・文化活動、世代間交流活動、地域福祉活動、地域リーダー育成活動、PTA 活動事業、青少年育成事業に要する経費等（報償費、旅費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、光熱水費、賃借料又は原材料費又は備品購入費とし、かつ1件当たりの事業費が2万円以上のもの。ただし備品購入費は、事業費の2分の1以内の額とし、団体内の報酬及び飲食費は補助対象外とする。）	補助対象経費の3分の2以内の額で補助限度額は50千円とする。 ただし他組織からの補助がある場合は、事業費から補助金を引いた残額の3分の2を交付する。 なお年度内補助金の交付は、1団体1回のみとする。
(イ) 地域環境整備事業	区民で組織する地区活動団体等（隣組長含む）が行う公益のための環境景観づくり活動、隣組ゴミ籠設置事業、農業用施設及び農道水路整備活動に要する経費等（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、光熱水費、賃借料又は原材料費とし、報償及び飲食費は補助経費対象外とする。なお1事業費が30千円以上のものに限る。）	補助対象経費の3分の2以内の額で年度内補助限度額は30千円とする。ただし隣組長が新規ゴミ籠を設置する場合は、事業費総額から他の補助金を引いた残額の2分の1以内で25千円を補助限度額とする。

(ウ)その他事業	市や府民運動等に係る継続事業に要する経費で最高5年間分とする。(事業中断年も当初年からの継続年とする。)	1事業の補助限度額は年度内20千円とする。
(3)特認事業	区内の振興のため区長が特に必要と認める事業に要する経費	区長が必要と認める額で補助限度額は100千円とする。

様式第1号（第3条第1号関係）

令和 年 月 日

□大野区長 様

住 所 □大野889番地
 申請者 団体名称 □大野地区公民館
 代表者名 公民館長 ㊟
 (電話) 0772-64-2137

令和 年度□大野区振興対策事業（公民館活動）補助金交付申請書

下記事業に取り組みたいので□大野区振興対策事業補助金交付規則第3条第1項の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業名	(1) 公民館事業 *該当事業名に丸印を付けて下さい ア) 公民館活動事業 イ) 体育大会参加代表選手助成事業 ウ) 公民館運営委員会助成事業 エ) 公民館委員会助成事業			
事業の実施内容及び 補助金申請理由				
補助金の申請額	金 円(千円止め)			
事業費	左 の 財 源 内 訳			
	区補助金	府・市補助金	寄付金等	その他(会費等)
円	円	円	円	円
事業着手予定日	令和 年 月 日			
事業終了予定日	令和 年 月 日			

注1) 事業のわかる書類(事業計画書、予算書など)を添付してください。

様式第2号（第3条第2号関係）

令和 年 月 日

□大野区長 様

住 所 □大野 番地
 申請者 団体名称
 代表者名 ㊟
 （電話）

令和 年度□大野区振興対策事業（地域づくり）補助金交付申請書

下記事業に取り組みたいので□大野区振興対策事業補助金交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業名	(2) 地域づくり事業 *該当事業名に丸印を付けて下さい ア) 地域づくり事業 イ) 地域環境整備事業 ウ) その他事業			
事業の実施内容及び補助金申請理由				
補助金の申請額	金 円（千円止め）			
事業費	左 の 財 源 内 訳			
	区補助金	府・市補助金	寄付金等 (町内会補助金)	その他（会費等）
円	円	円	円	円
事業着手予定日	令和 年 月 日			
事業終了予定日	令和 年 月 日			

- 注1) 事業のわかる書類（事業計画書、予算書など）を添付してください。
 注2) 団体の住所氏名を記載した構成員名簿を添付してください。
 注3) 団体規約等があれば添付してください。
 注4) ゴミ籠設置事業の場合は、ゴミ籠見積書・設置予定箇所図を添付してください。

様式第3号（第3条第3号関係）

令和 年 月 日

□大野区長 様

住 所 □大野 番地
 申請者 団体名称
 代表者名 ㊦
 （電話）

令和 年度□大野区振興対策事業（特認）補助金交付申請書

下記事業に取り組みたいので□大野区振興対策事業補助金交付規則第3条第3号の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

事業名	(3) 特認事業			
事業の実施内容及び補助金申請理由				
補助金の申請額	金 円（千円止め）			
事業費	左 の 財 源 内 訳			
	区補助金	府・市補助金	寄付金等	その他（会費等）
円	円	円	円	円
事業着手予定日	令和 年 月 日			
事業終了予定日	令和 年 月 日			

注1) 事業のわかる書類（事業計画書、予算書など）を添付してください。

注2) 団体の住所氏名を記載した構成員名簿を添付してください。

注3) 団体規約等があれば添付してください。

様式第4号（第4条第2項関係）

令和 年 月 日

団 体 名

代表者名

様

□大野区

区長

㊟

令和 年度□大野区振興対策事業（ ）補助金交付（不交付）決定書

令和 年 月 日付けで申請のあった下記事業に対し、□大野区振興対策事業補助金の交付を決定したので通知します。

なお、補助金交付決定後に事業計画の変更（中止）があった場合は、変更承認申請を行うこと。また事業完了後は直ちに事業実績交付を行って下さい。

記

事 業 名				
補助金の決定額	円（千円止め）			
事 業 費	左 の 財 源 内 訳			
	区補助金	府・市補助金	寄付金等	その他（会費等）
円	円	円	円	円
事業着手予定日	令和 年 月 日			
事業終了予定日	令和 年 月 日			

様式第5号（第5条第1項関係）

令和 年 月 日

□大野区長 様

住 所 □大野 番地
 申請者 団体名称
 代表者名 ㊟
 （電話）

令和 年度□大野区振興対策事業（ ）補助金に係る変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日により交付決定のあった補助金について、下記のとおり変更したいので変更（中止）承認を申請します。

記

(1) 事業変更（中止）の理由

変更理由	
------	--

(2) 事業費の変更額

事業費の変更額	左 の 財 源 内 訳 （上段変更前、下段変更後）			
	区補助金	府・市補助金	寄付金等	その他（会費等）
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円

(3) 事業経費の内訳

	経費の種類	数 量	単 価	金 額
変更前			円	円
変更後			円	円
変更前			円	円
変更後			円	円
変更前			円	円
変更後			円	円
変更前			円	円
変更後			円	円
変更前			円	円
変更後			円	円

注1) 事業経費の内訳は変更項目のみ記載すること

様式第6号（第5条第2項関係）

令和 年 月 日

団 体 名

代表者名

様

□大野区

区長

印

令和 年度□大野区振興対策事業（ ）補助金変更承認決定通知書

貴団体から□大野区振興対策事業補助金変更承認申請について、変更（中止）を承認したので通知します。

記

事 業 名				
補助金変更承認額	変更前補助金額		円（千円止め）	
	変更後補助金額			
変更後の 事業費	左 の 財 源 内 訳			
	区補助金	府・市補助金	寄付金等	その他（会費等）
円	円	円	円	円
補助金交付決定日	令和 年 月 日			
補助金変更申請日	令和 年 月 日			
補助金変更承認日	令和 年 月 日			
事業終了予定日	令和 年 月 日			

様式第7号（第6条第1項関係）

令和 年 月 日

□大野区長 様

住所 □大野 番地
 申請者 団体名称
 代表者名 ⑩
 （電話）

令和 年度□大野区振興対策事業（ ）補助金に係る実績報告書

令和 年 月 日により交付決定のあった補助金について、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

事業名			(事業区分) 1・2・2 ⇒ ア・イ・ウ・エ
補助金額	円		千円止め
収入の部	区補助金	円	
	(府・市)補助金	円	
	寄付金等	円	
	その他(会費等)	円	
	計	円	
支出の部		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	計	円	

注1) 決算書・領収書の写、事業写真、関係資料があれば添付して下さい。

様式第8号（第6条第2項関係）

令和 年 月 日

団体名
代表者名 様□大野区
区長 印

令和 年度□大野区振興対策事業（ ）補助金交付確定通知書

貴団体から申請のあった□大野区振興対策事業補助金について、実績報告に基づき補助金を確定したので通知します。
直ちに補助金請求書（様式第9号）を提出してください。

記

事業名	
補助金確定額	金 円（千円止め）
実績報告日	令和 年 月 日

様式第9号（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

□大野区長 様

申請者 住 所 □大野 番地
 団体名称
 代表者名 ㊟
 （電話）

令和 年度□大野区振興対策事業（ ）補助金請求書

令和 年 月 日付けで交付確定のあった□大野区振興対策事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

事業名	事業区分（1・2・3）⇒（ア・イ・ウ・エ）	
請求額	金 円（千円止め）	
補助金 請求者	現金希望	・窓口交付 *請求時に交付日をお願いします。
	金融機関名	・京都銀行、・北都信金、・JA京都
	支店名等	支店
	□座種類	・普通 ・当座
	□座番号	
	フリガナ □座名義人	

様式第10号（第7条第3項関係）

令和 年 月 日

□大野区長 様

住 所 □大野 番地
 申請者 団体名称
 代表者名 ㊟
 （電話）

令和 年度□大野区振興対策事業補助金概算交付申請書兼請求書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった□大野区振興対策事業補助金について、事業資金計画を添えて下記のとおり一部を交付請求します。

記

事業名	(1・2・3) ⇒ (ア・イ・ウ)	
概算交付理由		
概算請求額	金 円 * 補助金交付決定額の8割を限度（千円止）	
補助金 請求者	現金希望	・ 窓口交付 * 請求時に交付日を通知します。
	金融機関名	・ 京都銀行、・ 北都信金、・ JA京都
	支店名等	支店
	口座種類	・ 普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ 口座名義人	

注1) この申請を行うに当たっては事業資金計画表を添付してください。